

共同研究「日本の中山間地域における 人と自然の文化誌」中間報告

記録からみる蔵玉・折木沢用水の開削

Interim Report of Collaborative Research
“Humans and Nature in Culture in Japanese Hilly and Mountainous Region” :
Study of Records Relating to the Excavation of Kuradama-Orikisawa Water Channel
SHIMADATE Riko, NISHITANI Masaru and OKUBO Satoru

島立理子・西谷 大・大久保 悟

はじめに

房総丘陵のいたるところに、二五穴と呼ばれる灌漑用水路がある。水不足に悩まされていた房総丘陵で、川から田んぼに水を引くために作られた用水路であるが、ポンプなどを使用しないため、田んぼよりもずっと上流から水を引く。途中で水位が下がらないように、間に山があればトンネルにして、沢がある場合は「掛け樋」やサイフォンにして水を耕作地まで引くのである。

小櫃川上流域だけでも表1のように数多くの用水路があり、平山用水完成の天保7年（1836）から草川原用水完成の明治10年（1877）の約40年の間に6本の二五穴が開削されている。二五穴は、小櫃川上流域に限らず市原市、大多喜町、鴨川市、富津市の丘陵部に各地に分布しており、房総丘陵は穴だらけではとの印象をうける。

この用水は房総丘陵の険しい斜面、入り組んだ地形をたくみに利用して作られており、ほとんどが江戸時代おわりから明治時代にかけてつくられた。

また、開削後150年から100年を経た現在でも（多少の改良はあるものの）、現役として田んぼに水を供給しているものが多数ある。

電気などの動力を一切使っていないために、用水路を維持している用水組合の組合費は、電気によるポンプアップにくらべ半分以下であり、現代的な存在としてもその価値は大きい。

房総丘陵における二五穴群は近代化遺産、土木遺産ともいえる。しかしながら、房総丘陵の各地にある二五穴についての研究は意外なほど少ない。

農村を舞台とした文学作品を残した和田傳は、その著書『日本農人伝』に平山用水の開削について、米のとれない村が、用水の開削によって米のとれる村にか変わったという、劇的な話として描いている。

表1 小櫃川上流の用水路

用水名	開削年	
平山用水	天保7	1836
蔵玉・折木沢用水	嘉永6	1853
大戸用水	安政2	1855
蓮見用水	安政3	1856
笹・豊田用水	文久3	1863
草川原用水	明治9	1876

『きわだ風土記』、『千葉縣君津郡誌 下巻』、
『君津市史 通史編』より作成

また、『君津市史 通史編』では、用水開削の背景として、平山村が川越藩に提出した「用水開鑿願の弁書」を引用しながら次のように記載している。「畑作農村の平山村の全収入は『畑の大豆・小麦・粟の使いの残りを売り払って、ようやく30両程度』であったが、『米飯を購入する費用は村全体で50両』といい、差引年々20両の赤字を出していたのである」さらに「『極貧の者20軒、難洪の者30軒、中分の者10軒(略)この衰微は七、八十年前よりはじまる』という困窮状態であった」ためとしている。

「米がとれない貧しい村」であるため、用水が必要であったという論理である。そこには「米がとれない村」=貧しい村という先入観がある。

「用水開鑿願の弁書」は川越藩に対して用水の普請の必要性を訴えているもので、ある程度の誇張が含まれているとは考えられないか。

後述するが、すくなくとも嘉永6年(1853)に完成した蔵玉・折木沢用水は、その開削費用は地元の人々が支出した「自力による普請」であり、500両を越える開削費用は、「貧しい村」で工面することがはたして可能だったのであろうか。米がとれない村は、貧しい村ではなかったのだ。

江戸時代おわりから明治時代にかけて房総各地でおこなわれた用水開削は、単に「米がとれない村」を「米のとれる村」にするという農民の悲願を達成したという単純ものではなかったのではないか。

本報告は房総丘陵に数多くある二五穴の開削について、残された記録からその具体的な分析の報告である。今回報告の対象としたのは嘉永6年に完成した蔵玉・折木沢用水である。この用水は小櫃川の本流から取水し、君津市蔵玉、釜生、坂畑、折木沢を灌漑域とした用水路である。

蔵玉折木沢用水についての記録で、周辺地域で残されている文書群は以下の3つである。

君津市蔵玉 蔵玉区有文書

君津市蔵玉 朝生家文書

君津市利根 本吉家文書

蔵玉区有文書は、蔵玉地区に保管されてきた区にかかわる文書群である。

朝生家文書は旧蔵玉村の組頭であった朝生家に残された資料である。朝生惣右衛門は蔵玉・折木沢用水開削の発起人の一人であり、開削に際しての中心人物であった。朝生惣右衛門について、昭和2年(1927)発行の『千葉縣君津郡誌』は以下のように記している。

朝生惣右衛門

亀山村蔵玉の人にして寛政十戊午年生る、同郷の人朝生仁兵衛及釜生の手島長治、折木澤の鶴田八郎右衛門、鶴田弥兵衛、坂畑の神作重兵衛と相謀りて蔵玉、釜生、折木澤、坂畑間の用水路延長四千百〇四間を開鑿布設し、工費金五百六拾八両餘を投じて嘉永六年五月新田拾四町二段七畝歩の開鑿を竣成せり、功を以て川越藩より苗字御免となる。

本吉家文書は用水路開削にかかわった利根村の本吉氏の手控えである。本吉家文書については、

現在地元の古文書サークル雨城古文書同好会が解読をすすめている最中であり、今回は分析の対象とはしていない。

今回分析の対象としたのは蔵玉区有文書、朝生家文書の中から蔵玉・折木沢用水の開削工事に直接関係がある表2の14点の文書（記録）である。蔵玉区有文書は房総資料調査会が、朝生家文書は君津市教育委員会教育部市史編さん室がすでに整理をおこなっており、表中の文書番号は各調査によって付与された文書番号である。

表2 蔵玉用水開削の記録

文書群	文書名	年	月	文書番号
蔵玉区有文書	嘉永6年田成用水路仕方帳	嘉永6年		いL-3
朝生家文書	乍恐以書付奉願上候（蔵玉用水願書）	嘉永5年	11月	1-2
	黄和田畑村本川より坂畑村字長崎並折木沢村泉迄 諸入用大凡積帳	嘉永5年	11月	1-16
	普請金請取通帳 蔵玉村朝生仁兵衛 惣右衛門他	嘉永5年	12月	1-14
	田成場水路 諸入用村々出金帳	嘉永5年	12月	1-11
	御普請金通 三本松役所	嘉永5年	12月	1-13
	御普請御入用村々出金上納控帳	嘉永5年	12月	1-36
	出金元利割合帳	嘉永7年	10月	1-12
	上総国望陀郡小櫃川通字蔵玉用水 当九年官普請出来形帳	明治9年		1-38
	(用水出来形帳)	明治10年		1-26
	上総国望陀郡小櫃川通字蔵玉用水 当十一年官普請目論見帳	明治11年	9月	1-37
	用水路明治12年官御普請出来形帳	明治12年	10月	1-25
	上総国望陀郡小櫃川通村々用水 当十三年官普請目論見帳	明治13年		1-33
	普通水利組合設置願 望陀郡龜山村蔵玉村外四部落普通水利組合	年欠		1-7

1. 蔵玉・折木沢用水の沿革

蔵玉・折木沢用水は小櫃川本流の水を君津市黄和田畑で取水し、君津市蔵玉、釜生、坂畑、折木沢の一部の水田を灌漑している。朝生家文書1-7「普通水利組合設置願 望陀郡龜山村蔵玉村外四部落普通水利組合」（以下「設置願」と記載）から蔵玉・折木沢用水の沿革を要約する。

史料に提出年月日の記載はないが、明治23年発布の水利組合条例に基づき蔵玉村外四部落普通水利組合の「設置願」を提出したと考えられるので、その後数年の間のものと考えられる。これによって設置された普通水利組合は、現在、蔵玉・折木沢用水を管理している蔵玉台土地改良区の前身である。

開削

嘉永5年（1852）子12月 松平大和守⁽¹⁾に出願し許可を得て行う

発起人

蔵玉 朝生惣右衛門 朝生仁兵衛 釜生 手島長治 折木沢 鴫田八郎右衛門 鴫田 弥兵衛 坂畑 神作重兵衛

職工

黄和田畑 粕谷卯之助 蔵玉 朝生儀助 小苗 又右衛門

費用

発起人が各自応分に費用を分担貸与

水路間数

4104 間

水田反別

拾四町二反七畝〇一步

普請金

568 両 2 分 2 朱 銀 6 匁 6 厘 6 毛

税金

開墾後 7 年間は租税免除

用水路修繕経費

文久元年 (1861) から明治元年 (1869) 領主松平大和守が全額負担

明治 2 年 (1870) から明治 4 年 (1871) 領主西尾⁽²⁾隠岐守が全額負担

明治 5 年 (1872) から明治 8 年 (1875) 木更津⁽³⁾県が全額負担

明治 9 年 (1876) から明治 17 年 (1884) 木更津県が 7 割負担 地元が 3 割負担

明治 18 年 (1885) から 地元が全額負担

2. 蔵玉・折木沢用水の開削まで

「設置願」によれば、蔵玉・折木沢用水は嘉永 5 年子 12 月松平大和守に出願し、許可を得たとしている。出願から開削に至るまでの領主とのやりとりは、朝生家文書 1-2「乍恐以書付奉願上候 (蔵玉用水願書)」からうかがい知ることができる。この文書は坂畑村、折木沢村、釜生村、蔵玉村右村々地主惣代、組頭から嘉永 5 年 11 月に川越藩の代官所である三本松役所に提出されたものである。

これによれば、当地域は山間であり田畑ともに不足しており、食料を他所から買い入れる状態であり、なおかつ近年干魃続きである。そこで「黄和田畑村新田場より本川 (小櫃川) 用水ニ引入レ畑田成出来」れば、「村々相助」というのである。また、この用水は去る天保 15 年 (1844) に領主が公費を出しておこなう御普請を願い上げた場所であるという。

蔵玉・折木沢用水の計画は天保 15 年からあったことがわかる。平山用水の完成した天保 7 年 (1836) から 8 年後の事である。しかしながら、この時は聞き届けられなかった。

そこで「地主共一同申談候上如何様之手段仕候而茂村々自力ヲ以テ普請仕度」かねてより申し上げており、水盛り (測量) をおこなう「職方」に見積もりを頼むため、今般役人方が数日にわたり出張してきて、水盛りをはじめとした水路引き通し等について再三の取り調べがあったと続く。

天保 15 年以降の領主とのやり取りについては不明であるが、嘉永 5 年 11 月には役人が見分に来ており、普請の方法など細かい部分については詰められていないまでも、この時点ですでに普請の方向に動いていた。

当初の職方の見積もりでは大凡の入用金が 280 両ほどであったにもかかわらず、今回の水盛の結果「追々水引入口川上へ差登セ」金 568 両 2 分 2 朱 銀 6 匁 6 厘 6 毛が入用となってしまったとある。350 両については何とか工面できるが残り 218 両については工面のしようがない。ついでに、用水

の掛け樋や土抱え板に使う板類などを「御林」（川越藩の管理する山林。場所は現在の東大千葉演習林奥山地区を指すと思われる）から頂戴できないか、また「大普請」になるため、出役を以て「職方之者共差配ハ勿論御見廻り等」をお願いしたいとしている。

天保15年に御普請として領主に願い上げたものが聞き届けられず、嘉永5年に「自力」にて普請するというので、聞き届けられるはずとなり、同年11月の段階では、その普請の方法について折衝がおこなわれていたのである。

3. 開削費用について

「設置願」には普請金568両2分2朱 銀6匁6厘6毛、「発起人が各自応分に費用を分担貸与」とあり、発起人として蔵玉村の朝生惣右衛門、同村朝生仁兵衛、釜生村の手島長治、折木沢村の鵜田八郎右衛門、同村鵜田弥兵衛、坂畑村の神作重兵衛の名前が挙げられている。

朝生家文書1-36「御普請御入用村々出金上納帳控」には以下のようにある。

嘉永五壬子年十二月

一、金三五拾両	蔵玉村 惣右衛門
一、金七拾両	〃 朝生仁兵衛
一、金七拾両	釜生村 長治
一、金貳拾両	折木沢村 八郎右衛門
一、金五拾両	坂畑村 重兵衛

(朝生家文書1-36「御普請御入用村々出金上納帳控」)

ここでの出金合計は630両であり、「設置願」の普請金、「乍恐以書付奉願上候（蔵玉用水願書）」の入用額より多くなっている。彼ら6名が分担して出資したことがわかる。

開削費用の一連の流れについては、朝生家文書1-13「御普請金通」、1-11「田成場水路 御普請入用村々出金帳」、1-14「普請金請取通帳」、1-12「出金元利割合帳」からある程度明らかになる。

1-13「御普請金通」は、世話人たちが三本松役所に対して上納した普請金の通帳である。「自力ヲ以テ普請」とは発起人が工事費用を一度領主に上納することによって、「自普請」ではなく、「御普請」という形で開削工事をおこなってもらうための一つのからくりである。「自力」ではあっても、

領主がおこなう「御普請」なのである。

「御普請金通」によると子十二月廿四日から丑五月二日まで、つまり嘉永5年12月から翌6年5月までの間に分割で上納がおこなわれている。具体的な上納の様子は、表3のようになる。5ヶ月の間に10回にわたっての上納であった。上納額の合計は628両8分である。ここには、各世話人の出金割合は記入されていない。

1-11「田成場水路御普請村々出金帳」は、上納や上納金以外に必要な工事の諸経費を、発起人（世話人）たちが一旦プールしたことをあらわす帳面である。かなりの虫食いのため、判読不明の部分が多いが、各世話人などから資金を預かっているようだ。下記は嘉永6年4月15日の出金について書かれた部分である。

四月十五日

- 一 金拾五両 惣右衛門
上納
- 一 金三両 折木沢村
八郎右衛門
上納
- 一 金拾両 長崎
久治
上納
- 一 金貳拾両 仁兵衛
上納
- メ 金 四拾八両

(朝生家文書 1-11「田成場水路御普請村々出金帳」)

とあり、合計額は「御普請金通」の4月15日の上納額と一致するとともに、各世話人の出金額も記載されている。

1-14「普請金請取通帳」は、表紙に「嘉永五壬子年 蔵玉村 朝生仁兵衛 惣右衛門」とある帳面であるが、両人は嘉永5年12月から翌6年5月にかけて普請金として614両2分を請取っている。

この帳面の最初は以下のようにになっている。

- 一 金四拾両也
内
二拾五両一分二朱 先達而請取

表3 普請金上納の詳細

	上納月日	上納額
1	子12月24日	50両
2	丑正月13日	70両
3	丑正月29日	90両
4	丑2月13日	100両
5	3月13日	40両
6	3月20日	50両
7	4月13日	30両
8	4月14日	120両
9	4月15日	48両
10	5月2日	30両

朝生家文書 1-13「御普請金通」より作成

拾四両二分二朱 十二月廿五日請取

(朝生家文書 1-14「普請金請取通帳」)

この帳面をつくるにあたり、すでに25両1分2朱を受け取っていて、12月25日に更に14両2分2朱受け取って計40両になっている。おそらく、12月25日に帳面を新たに作り、それまでに受け取った分と合わせて記載したのだろう。では、誰から受け取ったのか。おそらく、発起人(世話人)らから上納金として預かったものであろう。

「御普請金通」の最初の記載が12月24日の50両である。不足分については、彼らが立て替えたのであろうか。

「御普請金通」,「田成場水路御普請村々出金帳」同様に4月15日には,「金 四拾八両」受け取ったとある。

資金の流れは以下のようにになっていたのではないか。発起人たちが出金しあいプールする。その中から上納金を蔵玉村 朝生仁兵衛 惣右衛門に預け、両人が上納する。足りない場合は彼らが立て替えることもあったかもしれない。

では、この上納という行為、惣右衛門らが私財をなげうったという美談かという、実はそうではない。朝生家文書1-2「乍恐以書付奉願上候(蔵玉用水願書)」は他の2通の文書とともに綴じられている。その1つが「差上申御請一札之事」で、開削後の畑田成について7カ年は税金を免じてほしいと願っている。

「設置願」に「開墾後7年間は租税免除」とあるように、この願は聞き届けられた。この7年間の租税免除とは、この7年間で上納した分の工事費を回収するという意味である。「設置願」に、費用は「発起人が各自応分に費用を分担貸与」とあり、費用はあくまで「貸与」であった。

朝生家文書1-12「出金元利割合帳」は用水開削費用の発起人の出金に対する元利割合帳で、嘉永7年(安政元年)から安政3年(1856)までの3年間の記録である。

朝生仁兵衛

一 元金五拾両 但シ壹割五分
当寅年拾三ヶ月分
利金 八両二朱

年利1割5分であるが、嘉永7年(安政元年)は閏7月があり13ヶ月となる。その分複雑な計算をしているようである。朝生仁兵衛は嘉永5年70両出金しているので、2年間で元金が20両減っている。安政2年(1855)の元金が37両2分、安政3年の元金が24両2分と着実に減ってきており、税金を免除されている7年間で元金はもちろん、1割5分という利息も十分回収できたものと考えられる。

4. 用水工事の実態

この用水は非常に緻密な測量なしには掘削できなかつたであろうことは、想像にかたくない。緻

密な測量の後に、工事の設計図に近いものが作られ、費用について見積もられたようだ。

朝生家文書 1-16「黄和田畑村本川より坂畑村字長崎並折木沢村泉迄 諸入用大凡積帳」(以下「大凡見積帳」と略)は、工事に「大凡」費用がどれくらい係るかを見積もったものである。黄和田畑村新田場の小櫃川本流から折木沢六郎畑までの用水路のルートについてそれぞれ字名を入れて、鉄砲穴や窓穴、切割でも田切り割り、岩切り割りなど、懸け樋といった工事の別とそれぞれ係る費用が算出されている。表4の右側は、「大凡見積帳」の記載を表にまとめたものである。

図1は蔵玉集落の丈六から千沢までの現在の用水路の流路である。「大凡見積帳」では、BやC、Gのように山の真ん中で抜くトンネルを「鉄砲穴」、Eのように山の縁(崖)にそって掘っているトンネルを「窓穴」と呼んでいる。なお「窓穴」という呼称は現在、隧道の出入口や、崖にそって掘られた明かり取りや土捨て様に掘られた穴を指している。

「大凡見積帳」に記載されている字名を頼りに工事前の見積もりと現在の水路とを比較してみると、鉄砲穴については、ほぼ当初の見積もり通りの隧道が掘られ、それが現在も使用されていたことがわかる。図1のAからGの鉄砲穴、窓穴は「大凡見積帳」と現在の隧道が一致したものである。

各隧道の工事費用の見積もり価格をみると、鉄砲穴と窓穴では鉄砲穴の方が一間あたりの単価が高く設定されている。これは、崖にそって掘る窓穴ならば、途中にいくつも土を捨てる窓を掘ることができ、そこから土を捨てることができる。それに対して鉄砲穴の場合は長い穴の中を土出ししなければならぬ。そのため、同じ長さで比較すると鉄砲穴の方が一間あたりの単価が高くなる。

また、穴の長さが長くなればなるほど、1間あたりの単価も高くなる。土出しに係る労力が大きくなるためであろう。

一方で、同じ長さの鉄砲穴であっても、1間あたりの単価が違っているものがある。表4の黄和田新田の120間の鉄砲穴は、1間あたりの単価が14匁、銭神代からまこも谷までの120間の鉄砲穴は1間あたりの単価が13匁半となっている。掘削のしやすさやしにくさなど様々な要因を加味したうえで見積もり価格を設定していたことがわかる。

この見積もりでは、用水路の流路の総間数3250間で、そのうち鉄砲穴が1915間、窓穴が807間、切り割りが528間、掛け樋が1カ所の予定であった。

実際に工事が終了した後の水路の状況については、蔵玉区有文書いL-3「田成用水路仕方帳」に記されている。表4の左側が「田成用水路仕方帳」をまとめたものである。

「田成用水路仕方帳」には、黄和田畑村本川引入口から用水の終点、折木沢長崎代までの流路について記されている。水路総間数3273間半となっており、「大凡見積帳」よりは若干長くなっている。

両者を比較すると、蔵玉集落の安郷沢、千沢の部分以外は大凡の部分で当初の見積もりと大差なく掘削されおり、当時の測量技術水準の高さがうかがえる。安郷沢、千沢の部分は現地での掘削作業の際にうまく開通できなかったなどのトラブルがあり、経路を変更したのであろうか。

工事を請け負った黄和田畑村請負人卯之助と小苗村請負人又右衛門が三本松役所の役人に対して提出した請負書・見積書というべき書類が、朝生家文書 1-2「乍恐以書付奉願上候(蔵玉用水願書)」の3通目に綴られている。以下に引用する。

表4 蔵玉折木沢用水の見積もりと完成

「黄和田畑村本川より坂畑村字長崎並折木沢村泉迄 諸入用大凡積帳」					「田成用水路仕方帳」				
場 所	名 称	長さ (間)	単価	備 考	場 所	名 称	長さ (間)	備 考	
黄和田新開本川	鉄砲穴	13	9		黄和田畑村本川引入口	鉄砲穴	30		
黄和田新開本川	新田 窓穴	30	9		新田上	窓穴	60		
黄和田新田	田切り割り			人足仕立	新田上	新田切り割り	17		
黄和田新田	鉄砲穴	120	14		新田上	鉄砲穴	120		
田沢	上堂下 窓穴	150	9		舞代下	上堂下 窓穴	150		
黄和田村下	鉄砲穴	175	15		黄和田畑村下	鉄砲穴	175		
黄和田村下	上堂淵 窓穴	30	8.5		黄和田畑村下	堂下 窓穴	30		
黄和田村畑口	鉄砲穴	58	9		前畑口	鉄砲穴	50	埋樋1間	
黄和田畑村畑口	切り割り	5		人足仕立	前畑口	田切り割り	5		
黄和田畑村畑口	鉄砲穴	30	8.5		前畑口	鉄砲穴	30		
黄和田畑村畑口	田切り割り	8		人足仕立	前畑口	田切り割り	8		
屋な沢	鉄砲穴	50	8.5		屋な沢	鉄砲穴	50		
屋な沢	窓穴	78	8		屋な沢	窓穴	78		
蔵玉中ノ代下	鉄砲穴	87	12		蔵玉村中ノ代下	鉄砲穴	87		
上六下	田切り割り	6		人足仕立	丈六下	田切り割り	6		
上六下	安郷沢 鉄砲穴	97	12		丈六下	安郷沢 鉄砲穴	97		
安郷沢	窓穴	80	8		安郷沢	窓穴	88		
安郷沢	掛け樋				安郷沢	田切り割り	15	埋樋4間	
					安郷沢	窓穴	22		
					安郷沢	沢切り割り埋め樋	4		
					安郷沢	窓穴	35		
銭神代下	まこも谷 鉄砲穴	120	13.5		銭神代下	菘谷 鉄砲穴	120		
まこも谷	田切り割り	32		人足仕立	菘谷	田切り割り	32		
まこも谷	下黒川谷 鉄砲穴	24	7.5		菘谷	黒川谷 鉄砲穴	24		
					黒河谷	窓穴	25		
黒川谷	山切割			人足仕立					
黒川谷	鉄砲穴	16	7.5		黒河谷	鉄砲穴	16		
黒川谷	田地切割	24		人足仕立	黒河谷	田切り割り	24		
					黒河谷	窓穴	15		
代物谷入り口	鉄砲穴	13			黒河谷	大物谷 鉄砲穴	13		
代物谷	畑切割	14		人足仕立	大物谷	岩切割り	20		
岩下	窓穴	30	8		大物谷	窓穴	30		
岩下	鉄砲穴	36	8.5		大物谷	鉄砲穴	36		
					岩ノ下	切り割り	45		
岩下	窓穴	61	8.5						
岩下	〇〇沢 窓穴	40	8.5		岩ノ下	窓穴	40		
熊野下	鉄砲穴	75	12		熊野下	鉄砲穴	75	これより蔵玉分水	
後沢	千沢 鉄砲穴	150	15		後沢	千沢 鉄砲穴	150		
千沢	窓穴	30	8		千沢	窓穴	30		
千沢	田切割	22		人足仕立	千沢	田切割	22		
ばら山	沢切割	3		人足仕立	千沢	沢切り割り	3	但埋樋	
ばら山	鉄砲穴	10			千沢	鉄砲穴	10		
					千沢	懸樋	4		
千沢	田切割	9			千沢	田切割	9		
					千沢	鉄砲穴	30		
					千沢	窓穴	94		
					千沢	岩切割り	6		
千沢	岩切割	17							
千沢	田地切割	14							

「黄和田畑村本川より坂畑村字長崎並折木沢村泉迄 諸入用大凡積帳」					「田成用水路仕方帳」					
場 所		名 称	長さ (間)	単価	備 考	場 所		名 称	長さ (間)	備 考
関場	惣兵衛門 大田	鉄砲穴	50	9						
惣兵衛門大田		田地切割	30		人足仕立					
惣兵衛門大田	与惣左衛 門谷	鉄砲穴	30	8						
与惣左衛門谷	小田沢	鉄砲穴	98	12		千沢	小沢谷	鉄砲穴	98	
						小沢谷		埋樋	4.5	
字小沢谷		窓穴	32	7.5		小沢谷		窓穴	32	
字小沢谷往来		窓穴	58	8		小沢谷		窓穴	58	
						小沢谷		窓穴	50	
字小沢谷往来					人足仕立					
心光寺横手		鉄砲穴	53	9		釜生村 心光寺横手		鉄砲穴	53	
○淵	十二所	鉄砲穴	140	12		宝瀬	十二所	鉄砲穴	140	
十二所		田切割	14		人足仕立	十二所		田切割	14	
十二所	瀧原	鉄砲穴	115	12				鉄砲穴	115	
瀧原椎木下		鉄砲穴	150	13		十二所	打越沢	鉄砲穴	140	これより折 木沢分水
折木沢椎木下		田地切割	14		人足仕立	打越沢		田切割	12	
六郎畑		鉄砲穴	38	7.5		六郎畑		鉄砲穴	38	
						六郎畑		窓穴	34	
						六郎畑		窓穴	20	
						六郎畑		鉄砲穴	60	
								田切割	16	
								築立溝	60	
								懸樋	4	
						綱畑		鉄砲穴	30	
						折木沢四谷	分水	窓穴	60	
						折木沢四谷		田切り割り	10	
						折木沢	長崎代	鉄砲穴	70	

差上申御請證文之事

- 七
 一 鉄砲穴三拾間 壹間二付 銀九匁掛り
 一 鉄砲穴五拾八間 一間二付 銀九匁
- 八
 一 窓穴六拾間 壹間二付 同九匁掛り
 一 同 三拾間 一間二付 同八匁
- 九
 一 同 百五拾間 壹間二付 同九匁掛り
 一 同 五拾間 一間二付 右同断
- 十
 一 同所

- | | | | | | |
|---|--------|------------------|----|----------------|---------------|
| 一 | 鉄砲穴百廿間 | 壺間ニ付
同拾三匁五分掛り | 一 | 窓穴七十八間 | 一間ニ付
八匁掛り |
| 五 | キワダ村下 | | 十一 | | |
| 一 | 同百七拾五間 | 壺間ニ付
同拾五匁掛り | 一 | 鉄砲穴八拾七間 | 一間ニ付
十二匁掛り |
| 六 | 同 | | | | |
| 一 | 窓穴三拾間 | 壺間ニ付
同八匁五分掛り | 但 | 穴巾 貳尺
タテ 五尺 | |

右場所私共ニテ茂水盛取改候処高底水足等御見積り之通り
相違無御座候ニ付左之通り御請負仕候

- 一 此谷より直ニ取掛り無猶豫来ル丑ノ五月 日迄無相違仕上ヶ可申事
- 一 賃銀八月々十四日晦日両度ニ出来場所御改ヲ受ヶ間数丈之内金受取可申事
- 一 穴幅ハ貳尺之棒ヲ以押し間数之義ハ繩ヲ以テ御改請若穴狭き所又ハ水行
差障相成所ハ何ヶ度も仕返可申事
- 一 右皆出来之上物間数御改ヲ受ヶ惣差引勘受取可申候万一水行於無之ハ賃金
不残返納可仕候
- 一 小屋場ニ於テ喧嘩口論ハ勿論猥成義不仕素行不宜者差替御法度之義ハ
相守可申事

右之通御請仕候處相違無之候證文如件

嘉永五年

子十二月 日

黄和田畑村

請負人

卯之助

小苗村

請負人

又右衛門

御掛り

御役人中様

(朝生家文書 1-2 「乍恐以書付奉願上候 (蔵玉用水願書)」)

「大凡見積帳」と比較すると上流部から 11 本の隧道についての単価が書かれている。「追々水引
入口川上へ差登せ」新たに設定された取水口から、当初予定していた取水口までの部分の見積もり

であると考えられる。だとすると、当初の取水口は、蔵玉集落の丈六あたりを想定していたものであろう。

工事請負のうちの1名は、小苗村の又右衛門である。小苗村は現在の大多喜町小苗であり、平山用水の開削を請け負った五右衛門も小苗の人。明治3年(1870)5月に完成した千葉県内最初の水道といわれる大多喜水道の工事をおこなったのも小苗の高橋四郎左衛門である。小苗村と測量技術、水道(用水路)工事などの職能集団の存在が気になるところである。

また、この資料から当時の工事の様子を具体的に想像することができる。

賃金は毎月14日と晦日の出来高払いであったこと、棒と縄で大きさの確認をしたこと、掘削作業をする人夫は小屋場(飯場のようなもの)を作って住んでいたこと、あえて「小屋場ニ於テ喧嘩口論ハ勿論猥成義不仕素行不宜者差替御法度之義ハ相守可申事」と書かれているところをみると人夫の中には「素行不宜者」が多かったのであろう。

この文書でも見積もっているのは隧道部分だけの工事単価であり、「大凡見積帳」においても隧道部分の工事単価しか記されていない。田切割、岩切割といったところは、「人足仕立」として記されている。地域の人々に賦役として人足を課す、あるいは人足を雇うといった方法で工事がおこなわれた。

隧道部分は専門の職人たちによって、それ以外の部分はどのような形態であったかは不明であるが「人足」によって工事がおこなわれたことがわかる。

5. 用水完成後の延長や修繕

用水の長さは、蔵玉区有文書いL-3「田成用水路仕方帳」では3273間半、「設置願」では4104間となっており、800間ほど長くなっている。嘉永6年の完成後にも水路の延長工事がおこなわれていたようだ。

朝生家文書1-38「上総国望陀郡小櫃川通字蔵玉用水 当九年官普請出来形帳」1-26「(用水出来形帳)」1-37「上総国望陀郡小櫃川通字蔵玉用水 当十一年官普請目論見帳」1-25「用水路明治12年官御普請出来形帳」1-33「上総国望陀郡小櫃川通村々用水 当十三年官普請目論見帳」は、明治9年から13年までの修繕や延長の記録である。「設置願」によれば、この期間は修繕について木更津県が7割負担、地元3割負担でおこなわれていた。

これらの記録には、延長、床下げ、水門や掛け樋などの修繕あるいは新設などの工事費用が記されている。

たとえば明治10年の1-26「(用水出来形帳)」には、総費用128円52銭4厘のうち7割の89円9銭が「御手当」、3割の38円62銭4厘が「組合民費」とある。

用水路の延長についても木更津県が7割負担、地元3割負担でおこなわれていた。明治9年以前にも同様に全額領主あるいは県の負担で用水路の延長がおこなわれてきたのであろう。

明治9年から13年までの用水路の延長についてまとめたのが、表5である。

延長の他に穴の床下下げの作業をおこなっている。床下下げとは、隧道部分に土砂が流れ込み結果的に床が上がってしまったものに対し、土砂を掘り出す事と考えられる。

嘉永6年の用水完成後も水路の長さが伸び、灌漑面積が順次増えていき、それは領主負担による

ものであった。

表5 蔵玉・折木沢用水延長一覧

年	明治9年(1876)	明治10年(1877)	明治11年(1878)	明治12年(1879)	明治13年(1880)	
文書番号	1-38	1-26	1-19	1-25	1-33	
水路延長	大きさ	上横 2尺 下横 3尺 高さ 5尺	上横 2尺 下横 3尺 高さ 5尺	上横 2尺 下横 3尺 高さ 5尺	上横 2尺 下横 3尺 高さ 5尺	上横 2尺 下横 3尺 高さ 5尺
	場所	字上ノ台(黄和田畑)	小沢谷(蔵玉)	堀ノ内(蔵玉)	字後沢(黄和田畑)	仲町(折木沢)
	長さ	6間	6間	19間	130間	60間
	場所	字下堂下(黄和田畑)		安郷沢(黄和田畑)	字後沢(黄和田畑)	中原(折木沢)
	長さ	9間		29間	73間	35間
	場所					千沢(蔵玉)
長さ					14間	
場所					普請場(黄和田畑)	
長さ					10間	
計	15間 穿ち工 187.5人 1間に付き 12.5人	6間 穿ち工 76人 1間に付き 12.5人	48間 穿ち工 600人 1間に付き 12.5人	203間 穿ち工 2437.5人 1間に付き 12.5人	119間 穿ち工 1487.5人 1間に付き 12.5人	

結語

蔵玉・折木沢用水は平山用水の完成の8年後の天保15年に御普請を願ひ上げたが聞き届けられず、それから10年後の嘉永5年に「自力ヲ以テ」普請することで聞き届けられた。

この「自力ヲ以テ」とは、用水開削の発起人6名が費用を拠出したことを示している。しかし、その費用は一旦上納して「御普請」という形で開削がおこなわれた。

水路完成後7年間は税を「勘弁」してもらい、その分で世話人たちの拠出した資金は利率1割半の利息とともに返却されており、用水路の開削は結果的に世話人たちにかなりの利益をもたらしている。

開削はトンネル部分のみ職員の請負、それ以外の部分は人足仕立てという方式でおこなわれているが、請け負っている職員の中に地元黄和田畑村の卯之助がいる。地元の工事を地元の職員が請け負うという形になっている。地元が拠出した普請金の一部は再び地元に戻ってきている。なおかつ新たにできた田は7年間の租税免除によって、結果的に上納金には多額の利息がついて戻ってくる。また、用水開通後も領主負担で用水が延長され、灌漑面積が増えていったとおもわれる。用水開削は単に「米がとれない村」を「米のとれる村」にするためのものではなかったと考えられないか。

今後は、他の地域の二五穴用水にかかわる資料や周辺の関連資料の解説や分析をすすめていくことで以下の点を明らかにしていきたい。1つは「自力による普請」が可能な財力はどこからきたのか。もう1点は開削資金の流れを明らかにすることで、小櫃川の上流域だけでもわずか40年間に6本以上の用水路の開削がおこなわれた理由を探ることができるものと考えており、今後の課題としたい。

*資料の読み下しにあたっては、千葉県立中央博物館の内田龍哉氏にお世話になりました。お礼を申し上げます。

註

- (1)——蔵玉・折木沢用の流路にあたる村々は嘉永5年 花房藩領。領主は西尾隠岐守。
当時川越藩領。藩主は松平大和守。 (3)——明治4年7月に廃藩置県で花房県に、同年11
(2)——蔵玉・折木沢用の流路にあたる村々はこの期間 月に木更津県に編入される。
-

文献

日本農人伝 和田傳 家の光協会 1955
きわだ風土記 黄和田畑生活史研究会 1981.3
千葉縣君津郡誌 下巻 千葉縣君津郡教育會 1927
君津市史 通史編 君津市史編さん委員会 2001

島立理子（千葉県立中央博物館，国立歴史民俗博物館共同研究員）

西谷 大（国立歴史民俗博物館研究部）

大久保 悟（東京大学大学院農学生命科学研究科，国立歴史民俗博物館共同研究員）

（2013年5月7日受付，2013年9月18日審査終了）

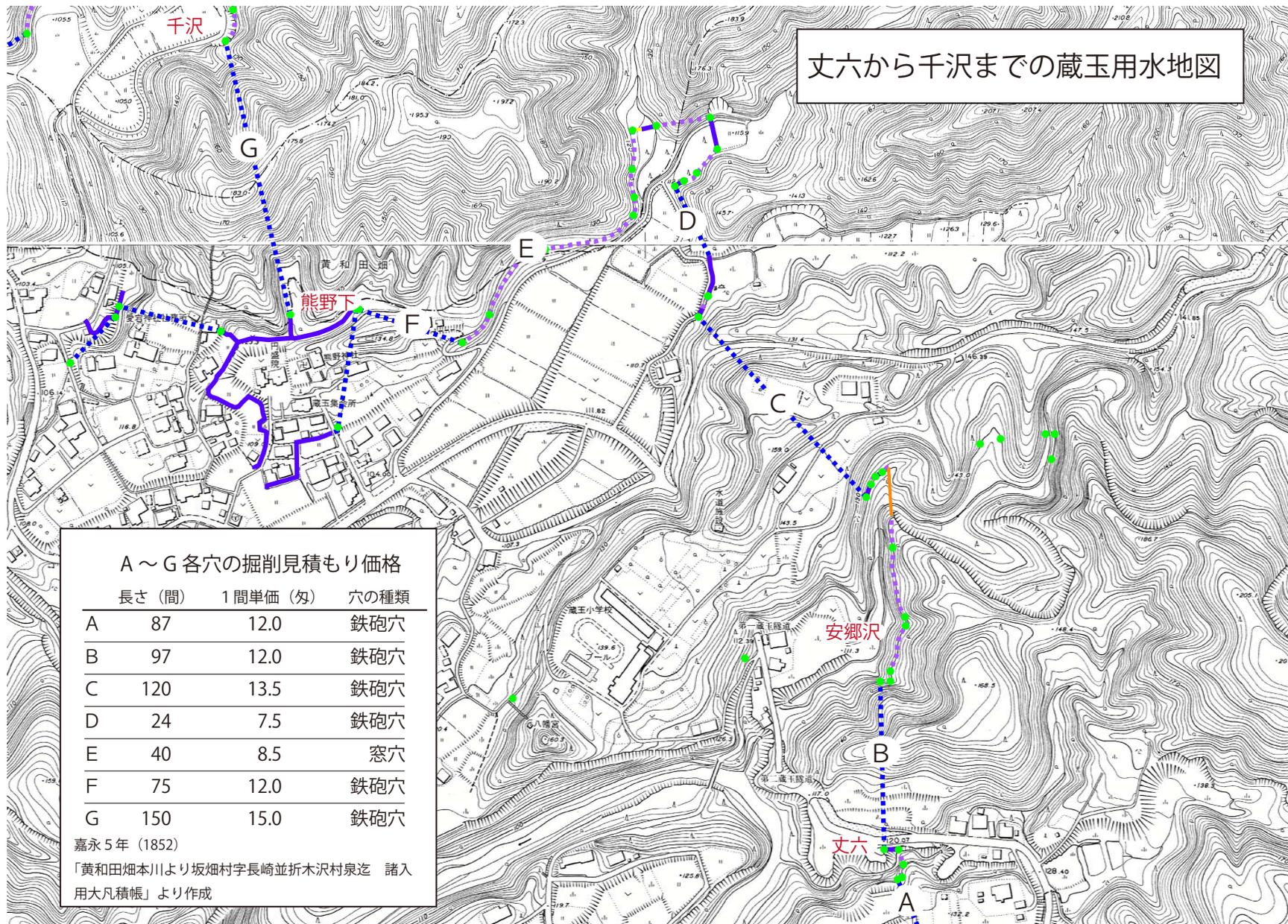


図1